

〈立地企業に対する税制上の優遇措置〉

条例名	制定年月	対象者の要件	対象地域	事業税	固定資産税	不動産取得税
過疎地域における 県税の課税免除に 関する条例	S45.7	○製造業、旅館業、農林水産物等販売業(H29.4.1から)、情報サービス業等(R3.4.1から)、個人の行う畜産業又は水産業 ○国税に青色申告をする法人又は個人 ・生産等設備の取得価額 500 万円以上 (製造業又は旅館業の法人で、資本金等の額が 5,000 万円超 1 億円以下である法人にあつては 1,000 万円以上、資本金等の額が 1 億円超である法人にあつては 2,000 万円以上) ※令和 6 年 3 月 31 日まで	過疎地域として指定された地区のうち租税特別措置法施行令に基づく指定地区	課税免除 (3年間)	課税免除(3年間)	課税免除
離島振興対策実施 地域における県税 の課税免除に関する 条例	H6.3	○製造業、情報サービス業等、旅館業、農林水産物等販売業、個人の行う畜産業・水産業・薪炭製造業 ・生産等設備の取得価額 500 万円以上 (製造業又は旅館業の法人で、資本金等の額が 5,000 万円超 1 億円以下である法人にあつては 1,000 万円以上、資本金等の額が 1 億円超である法人にあつては 2,000 万円以上) ※令和 7 年 3 月 31 日まで	離島振興対策実施地域として指定された地区のうち租税特別措置法施行令に基づく指定地区(過疎対象地域を除く)	課税免除 (3年間)	課税免除 (3年間)	課税免除
原子力発電施設等 立地地域における 県税の特例に関する 条例	H14.10	○製造業 ・生産等設備の取得価額 2,700 万円超 ○道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業 ・新規雇用者 15 人超 ・工業生産設備等の取得価額 2,700 万円超 ※令和 7 年 3 月 31 日まで	原子力発電施設等立地地域	不均一課税 (3年間) 1年目:2分の1の税率 2年目:4分の3の税率 3年目:8分の7の税率	不均一課税 (3年間) 1年目:0.14% 2年目:0.35% 3年目:0.70%	不均一課税 0.40%

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例	H19.12	○製造業 ・生産等設備の取得価額が1億円以上で家屋の新增設を伴うもの ・県内の新規雇用者3人以上 ※令和10年3月31日まで	県内	課税免除 (3年間)	不均一課税 (3年間) 2分の1の税率	不均一課税 2分の1の税率
特定復興産業集積区域における県税の課税免除に関する条例	H24.3	○認定復興推進計画に定められた復興推進事業 ・復興特区法第37条、第39条及び第40条の適用を受ける施設等の新增設を行った指定個人事業者又は指定法人 ※令和6年3月31日まで	特定復興産業集積区域(仙台市(青葉区、太白区及び泉区を除く)、石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、亘理町、山元町、松島町、七ヶ浜町、利府町、女川町、南三陸町)	課税免除 (5年間)	課税免除 (5年間)	課税免除
			過疎地域	※不均一課税は R3.3.31 まで		
地方活力向上地域における県税の課税免除等に関する条例	H27.12	○「地方活力向上地域等特定業務施設整備計画」の認定事業者 ・新規の常時雇用者5人(中小企業は1人)以上	地方活力向上地域	不均一課税 (3年間・移転型のみ) 1年目:2分の1の税率 2年目:4分の3の税率 3年目:8分の7の税率	—	不均一課税 0.4%(拡充型)、 課税免除(移転型)

〈補助金〉

条例名・制度名	制定年月	交付要件・交付基準		奨励金の算定額	交付限度額	
みやぎ企業立地奨励金	H20.4	<p>○宮城県内に工場等 ※1を新設、増設 又は大規模増設を する企業で次の要件をいずれも満たすこと</p> <p>・投下固定資産額※2 (土地を除く、建物及び償却資産等) が1億円以上のもの(本社整備の場合は、1千万円以上)</p> <p>・工場等の新設・増設に伴う新規雇用者(雇用期間の定めのない者に限り)が3人以上(製造業の本社整備の場合は5人以上のもの)</p>	(1)工場等(製造業に係る工場又は研究所に限る)を新設する場合※3、4	①投下固定資産額が100億円以上、かつ、新規雇用者が300人以上のもの	投下固定資産額×10%	40億円
				②投下固定資産額が50億円以上、かつ、新規雇用者が100人以上のもの	投下固定資産額×10%	20億円
				③投下固定資産額が20億円以上、かつ、新規雇用者が50人以上のもの	投下固定資産額×7%	7億円
				④投下固定資産額が1億円以上、かつ、新規雇用者が20人以上のもの	投下固定資産額×5%	5億円
				⑤投下固定資産額が1億円以上、かつ、新規雇用者が3人以上のもの	投下固定資産額×3%	3億円
			(2)工場等(製造業に係る工場又は研究所に限る)を増設する場合※3、4	①投下固定資産額が50億円以上、かつ、新規雇用者が100人以上のもの	投下固定資産額×5%	5億円
				②投下固定資産額が20億円以上、かつ、新規雇用者が50人以上のもの	投下固定資産額×3.5%	3億円
				③投下固定資産額が1億円以上、かつ、新規雇用者が20人以上のもの	投下固定資産額×2.5%	2億円
				④投下固定資産額が1億円以上、かつ、新規雇用者が3人以上のもの	投下固定資産額×1.5%	1億円
			(3)工場等(製造業に係る工場又は研究所に限る)を大規模増設する場合※3、4、5	①投下固定資産額が100億円以上、かつ、新規雇用者が300人以上のもの	投下固定資産額×10%	20億円
				②投下固定資産額が50億円以上、かつ、新規雇用者が100人以上のもの	投下固定資産額×10%	10億円
				③投下固定資産額が20億円以上、かつ、新規雇用者が50人以上のもの	投下固定資産額×7%	3.5億円

				④投下固定資産額が1億円以上、かつ、新規雇用者が 20 人以上のもの	投下固定資産額×5%	2.5 億円
				⑤投下固定資産額が1億円以上、かつ、新規雇用者が3人以上のもの	投下固定資産額×3%	1.5 億円
			(4)製造業に係る本社（事務所、研究所及び研修所）を新設又は増設する場合 ※6	○投下固定資産額が 0.1 億円以上、かつ、新規雇用者が 5 人以上のもの	投下固定資産額×5%	1 億円
宮城県情報通信関連企業立地促進奨励金	H13.4	(1) ソフトウェア業又は知事が適当と認めるこれに類する業を行う事業所のうち、開発拠点又は本社等に該当するもの (2) 事務業務オフィスの（コールセンターを除く）	(1) 交付要件 ①初期投下固定資産相当額が 1,000 万円超（仙台市を除く市町村に新設する場合あつては 150 万円超）であること。（事務業務オフィスは除く） ②新規雇用奨励金 ア. 開発拠点又は本社等は 5 人（仙台市を除く市町村に開設する場合にあつては 3 人）以上 イ. 事務業務オフィスは 10 人（仙台市を除く市町村に開設する場合にあつては 5 人）以上	(1)投下固定資産等に関する奨励金 （①、②の合計額） ①家屋・償却資産の固定資産税評価額（土地を除く）×1/10 ②1年間の土地賃料、オフィス賃料及び設備機器賃料×1/3（開発拠点の場合、本社機能の場合は 1/10） (2)新規雇用者に対する奨励金 ア. 開発拠点又は本社等 5人（仙台市を除く市町村に開設する場合にあつては 3 人）以上を新規雇用した場合、1人につき 30 万円（新規雇用者が県内教育機関新卒者である場合には、60 万円） イ. 事務業務オフィス 10 人（仙台市を除く市町村に開設する場合にあつては 5 人）以上を新規雇用した場合、1人につき 30 万円（雇用期間の定めのある労働者の場合は 15 万円）	1年目 (1) 投下固定資産等に対する奨励金（事務業務オフィスは除く） ・①及び②を合計して 1,000 万円（開発拠点＋本社機能の場合 2,000 万円） ※開設初年度のみ交付 (2) 新規雇用者に対する奨励金 ア. 開発拠点又は本社等 開設後 3 年間 毎年 1,000 万円 イ. 事務業務オフィス 開設後 3 年間 毎年 500 万円	情報通信関連企業立地促進奨励金

		(2)交付内容 ①投下固定資産等 に対する奨励金 ②新規雇用者に対 する奨励金		
--	--	---	--	--

※1 製造業に係る工場、研究所又は本社等

※2 「取得価格」ではなく「固定資産税の課税標準額」

※3 本社機能加算(2%加算)…地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受けた製造業に係る本社(事務所、研究所及び研修所)の整備を伴う場合(県内へ新たに整備する場合に限る)

※4 過疎地域加算(2%加算)…過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第2条及び第3条に基づく過疎地域に立地する場合

※5 増設部分の延べ面積が3,000㎡以上の場合は大規模増設として扱い、(3)が適用されます。

※6 地方活力向上地域等特定業務施設整備計画の認定を受け、かつ(1)、(2)及び(3)が適用とならない場合に限りです。

〈融資〉

条例名・制度名	制定年月	融資要件・融資基準	融資対象	利率・融資期間	融資限度額
工業立地促進資 金融資制度 ※1 ※2	S57.4	○(1)又は(2)に該当し、(3)及び(4)の要件を満たす企業であること (1)工場等(製造業又はソフトウェア業の用に供する建物、試験研究施設等)の新設・増設・移転 (2)情報通信関連事業所(コールセンター※3、データセンター※4)の新設・移転 (3)立地場所が、工場適地、農工団地、所在市町村の工業振興政策及び土地利用計画等に適合する地区であること (4)早期の建設及び建設後の円滑な操業等が見込まれるもの(用地取得後概ね5年以内の操業を前提としたもの)であること	○用地取得費	○利率 年利1.50%(固定) ○融資期間 15年以内(据置期間2年以内を含む) ○返済方法 原則として割賦返済	○5億円 (特に知事が必要と認める場合は、10億円) ○用地取得費の80%以内
企業立地資金貸 付制度	H2.12	○(1)又は(2)に該当し、(3)及び(4)の要件を満たすこと (1)工場(製造業又はソフトウェアの開発に供される建物)・試験研究所等の新	○工場等、情報通信 関連事業所、構築	○利率 年利1.50%(固定)	○5億円 (特に知事が必要と

※1		設・増設・移転	物の建設に係る	○融資期間	認める場合は、10億
※2		(2)情報通信関連事業所（コールセンター※3、データセンター※4）の新設・移転	費用	15年以内（据置期間2年以内を含む）	円）
		(3)原則として中小企業	○機械、設備の取得に係る費用	○返済方法	○融資対象事業費の80%以内
		(4)発電用施設等の周辺地域※5からの新規雇用者3人以上		原則として割賦返済	

※1 取扱銀行等は、県内に本店又は支店を有する銀行、信託銀行、商工組合中央金庫

※2 融資・貸付の申込状況により、制度を御利用できない場合があります

※3 専用回線の設置、開設時オペレーター20席以上

※4 専用回線の設置、原則として資本等の系列関係にない顧客からの委託

※5 仙台市、石巻市、塩竈市、白石市、名取市、角田市、多賀城市、栗原市、大崎市、富谷市、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、川崎町、丸森町、亘理町、山元町、七ヶ浜町、利府町、大和町、加美町、色麻町、女川町